平成２７年（フ）第４５８３号
大阪市西成区玉出東１丁目３番10号　グレイシー玉出202号
債務者　銭谷　史朗
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５８４号
大阪市住之江区西加賀屋２丁目２番１号
債務者　山田　佳勇
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６０５号
大阪府門真市柳田町４番30―207号
債務者　野畑　由美
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６０７号
大阪府四條畷市清滝中町３番５号、前住所大阪府四條畷市中野３丁目５番５号
債務者　山本ヒロコ
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６９８号
大阪市東淀川区豊里２丁目１番２―507号
債務者　大曲　妙子
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７１０号
大阪府交野市倉治２丁目９番22号
債務者　堺　　滋洋
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７２８号
大阪府守口市八雲北町２丁目９番10―206号
債務者　篠原　孝子
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７３２号
大阪府枚方市長尾元町７丁目７番10号
債務者　黒河　和代
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７３７号
大阪市大正区南恩加島１丁目８番30号
債務者　寺原　直樹
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７３８号
大阪市東住吉区今川７丁目14番27号　イマ・フルネス301号
債務者　前田　勇一
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７４２号
大阪府枚方市香里園桜木町９番14号
債務者　兼古　愼一
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４５号
北海道足寄郡足寄町北６条１丁目38番地
債務者　Ｅ―Ｄｅｓｉｇｎｓ．こと　越後谷勇樹
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第１４６号
北海道足寄郡足寄町北６条１丁目38番地
債務者　越後谷壽子（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第１８３号
北海道足寄郡足寄町西町９丁目１番地15
債務者　高田ゆりか
1　決定年月日時　平成27年11月26日午前10時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第１８５号
北海道帯広市西２条南24丁目19番地２
債務者　五十嵐麻美
1　決定年月日時　平成27年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第３３０号
盛岡市玉山区好摩字夏間木215番地２
債務者　坂本　　武
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１４６号
群馬県太田市台之郷町307番地　グループホーム太田サンフラワー、住民票上の住所群馬県太田市小舞木町235番地２　コーポ岡部105号
債務者　大澤由利子
1　決定年月日時　平成27年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第２５１号
香川県高松市牟礼町原56番地209
債務者　柳田孝一郎
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係